

「第28回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和3年4月24日開催)

【知事の指示事項等】

昨日、国において、東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県に緊急事態宣言が発令されました。

特に、東京都に緊急事態宣言が発令されたことにより、本県も大きな影響を受けると考えられるので、対策を決定するため、本部会議を招集したところです。

千葉市、船橋市、柏市、市長会、町村会の皆様におかれましては、休日の会議開催となりましたが、御出席いただき感謝申し上げます。引き続き、皆様の御協力をいただきながら、オール千葉県で新型コロナ対策を進めてまいりたいと考えております。

直近7日間の新規感染者数は、昨日時点で平均すると約130人。

先週あたりから前週比3割から4割程度の増加傾向となっており、厳しい状況です。

医療提供体制も、病床稼働率が昨日時点で23.5%ですが、県の病床確保計画の最も深刻なレベルを維持せざるを得ない状況です。

東京都に緊急事態宣言が発令され、東京都で飲食店における酒類の提供の制限が行われることにより、都民等が本県に流入することが懸念されることから、東京都の措置に対応した対策を行う必要があります。

そのため、まん延防止等重点措置区域についても、飲食店に関して東京都と同等の措置を講ずることができるよう、一昨日、埼玉県及び神奈川県とともに国に要請し、国の基本的対処方針や厚生労働大臣の告示が改正されたところです。

こうした状況を踏まえ、本日は、まん延防止等重点措置等の見直しについて協議したいと考えています。

○まん延防止等重点措置の対象区域について

4月28日から5月11日までの間、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び浦安市に加え、千葉市、野田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市を、まん延防止等重点措置の対象区域とし、酒類の提供は行わないこと等の要請を県から行うことといたします。

○県内全域における協力要請について

まん延防止等重点措置の対象区域を含め、県内全域においては、「特措法第24条第9項等」に基づき、新たに大規模商業施設の入場制限の徹底のほか、引き続き不要不急の外出自粛等の協力要請を継続することといたします。

各部局庁においては、本日決定した要請内容について、県民・事業者の皆様、関係団体、市町村等へ、速やかに、しっかりと周知を行ってください。